

平成28年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 9 9	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 児童発達支援事業	障がい給付申請の「支給申請書兼障がい支援区分認定申請書」には、申請者欄と申請書提出者欄とがあるが、自署ではないと思われる申請書や、自分で申請書を提出できないと思われる障がい者の申請書であっても申請書提出者の記載がないものが見受けられた。 当該申請書を誰が記入したかについては、記入内容についての責任の所在を明確にし、その記入内容の真正を担保するために必要と考えられることから、申請書が代筆によるものである場合は、記載者欄を作成し記載者を記入させるとともに、提出者についても本人と異なる場合は、必ず記入させるよう運用を改めるべきである。	障がい福祉課	相談支援事業所に申請書提出者欄の記入について、記入して提出するよう指導を行いました。また、代筆については、厚生労働省の事務処理要領(介護給付費等に係る支給決定事務等について)によると、「申請後、障害支援区分認定調査など本人確認を行う必要があるため、申請時においては、本人から代行の依頼があれば、誰でも可能。委任状も不要」とあり、申請様式は現行どおりとします。	措置済
P 1 0 5	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 障がい児を囲む親子ふれあい事業	障がい児を囲む親子ふれあい事業は、参加者の費用負担がない日帰りのバス遠足であるが、倉敷市において、障がい者の旅行を目的とする事業は、「ひまわり号」や「しらかべ号」など、他にも存在しており、加えて、車両改造費の公費助成制度により福祉車両が普及し、過去に比べて障がい者が家族旅行をすることが困難ではなくなってきており、本事業の目的は、本事業なしでも達せられていると考ええる。 民間の障がい者団体等においても家族間の交流・情報交換や障がい者の戸外活動を目的とした事業は存在しており、公益性の観点から、本事業を継続しなければならない事情は乏しい。 また、類似の事業においては低額であっても参加費を徴収していることから、本事業のみを無料で継続すべき理由はなく、経済性の観点からも事業の継続の必要性は乏しいといえる。 したがって、本事業は廃止するか、参加者に参加費の負担を求めるべきである。	障がい福祉課	平成29年度の「障がい児を囲む親子ふれあい事業」実施会議において、一部負担金を徴収することについて提案し、了承されたため、平成30年度から一部負担金の徴収を行うこととしました。	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 1 0 6	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 施設通所者交通費助成事業	<p>A型事業所においては、通常の雇用契約が締結されており、労働者として最低賃金が保証されている形態である。そのうえ、事業者には、就労継続支援A型サービス費等、種々の助成金等が給付されており、かつ、大半の事業所において最低賃金の給料の支払いしかなされていない現状が認められ、事業者の実質的な人件費負担が過少になっている状況が多々見られる。このような現状においては、通所者の交通費は、事業者が負担すべきものが筋であって、公費による支援が重ねて必要とはいえない。</p> <p>単に廃止にただけでは、障がい者について通所費用の負担が増えるのみともなりかねないが、A型事業所においては、雇用契約が原則であり、就業規則等にのっとった通勤手当の支給を受けることは可能であり、通勤手当が存しない場合においても、最低賃金が保証されていること及び大半の公共交通機関の運賃については障がい者割引がなされ、健常者に比してもともと半額である場合が多いこと等にかんがみれば、交通費程度の負担はやむを得ないものというべきである。</p> <p>仮に、障がい者の通勤への影響が大きいのであれば、収入に対する割合に応じる支給とすることや、自己負担分の上限を定めてそれを超える額を支給するなど、支給要件を厳格化すべきである。</p>	障がい福祉課	A型事業所への交通費支給については、支給額の上限を定め、3,000円/月とすることとしました。A型以外は、従前どおりの支給としています。	措置済
P 1 0 8	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 援護金給付事業	<p>他の中核市においても、独自に障がい者に対する扶助費等を支給する例は存在し、実際に倉敷市よりも高額の支給をしている自治体も存するところではあるが、倉敷市の重度心身障がい者に対する援護金給付事業については、支払いに関し根拠となる条例・規則等は存在せず、その支給に関し納税者たる倉敷市民の合意が得られているかについても疑問があり、かつ7,000円という支払金額の根拠も自立とどう結びつくのか等も不明である。毎年52百万円近くもの額を決まって支出すべき根拠は何ら存在しないといえることから、本事業は廃止すべきである。</p>	障がい福祉課	重度心身障がい者に対する援護金給付事業については、平成30年度から廃止しております。	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 1 1 0	第2 障がい者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (4) 各事業に対する監査結果の要約 結婚祝金給付事業	倉敷市障害者結婚祝金給付規則において、本事業の目的は、障がい者の結婚に際し、結婚祝金を給付することにより、福祉の増進を図ることとされているが、結婚祝金の支給がどのように障がい者の福祉の増進に結びつくのか甚だ不明である。そもそも、なぜ健常者に支給がない結婚祝金を、障がい者だけが受けられるのかという理由も不明であり、公平性も見受けられない。 岡山市や中国・四国の中核市において、同様の制度は存在していない。 倉敷市の予算規模からすると、支出金額が大きいとはいえないが、事業を継続すべき理由は全くなく、廃止すべきである。	障がい福祉課	平成30年4月10日に倉敷市障害者結婚祝金給付規則を廃止しております。	措置済
P 1 3 5	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育所入所手続き	保育所入所手続きに関する書類の不備が散見された。就労証明書・保育所等利用調整基準指数表等は保育の必要性の認定において非常に重要な資料である。保育所入所手続きは時期が限定され、また職員1人当たり約650件も処理しているため、非常に事務負担の大きい事務手続きではあるが、保育園に入所を申し込む保護者にとっては死活問題である。公平性の確保のためには、従来以上に正確な事務手続きを行う必要がある。	保育・幼稚園課	就労証明書等の入所申込みに必要な資料の不備については、必要に応じて修正、再提出を求めています。修正の際には、修正液を使うことなく訂正印の押印をお願いするとともに、複数人で確認するなど事務手続きの見直しを行いました。	措置済
P 1 3 9	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 保育料の収納手続き	例年7月と11月に実施している過年度の滞納保育料の保護者に対する催告書の送付を平成27年度は実施していない。平成27年度の保育・幼稚園課は子ども・子育て支援新制度への対応で追われたことに加えて、催告書を子ども・子育て支援新制度のシステムで管理する予定であったものがシステムの対応に時間を要したことが催告未実施の主な原因である。新制度や新システムへの対応に相当のマンパワーを要したことは十分に理解できるが、本来、実施すべき滞納整理事務を実施できなかったことは滞納の長期化、将来の不納欠損につながる懸念がある。 催告書の送付はできていなかったが、在園児については各園から保護者に直接、納付の催告を伝え、卒園児については夜間の電話による催告を行っており、現年度の滞納保育料については、例年通りに概ね3ヶ月の滞納発生で未納者への連絡(園を通じて保護者へ直接連絡)を行い、納付依頼がなされていたとのことである。 今後、担当課が事務量過多で対応できないような状況にある場合は、事前に状況把握した上で他の部局に応援を依頼する等、適時かつ適正に滞納整理事務を行う必要がある。	保育・幼稚園課	平成28年度は3月、平成29年度は7月と12月に全ての過年度滞納を対象に催告書を送付しました。また、今後も同様に年2回の催告を予定しています。	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 1 4 5	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に 対する監査結果 公立保育所運営事業	老松保育園の臨時職員・パート職員の出勤管理について、出勤簿等の書類の整合性を検証したところ、転記ミス・集計ミスが散見された。 近年の倉敷市の公立保育園は、臨時職員・パート職員の割合が50%以上を占めており、当該職員の出勤簿について集計や転記のダブルチェックはなされているとのことであるが、現在の手書きの勤務体制編成表・出勤簿ではミスが生じやすい。 今後は従来以上にダブルチェックを徹底する必要があるが、正規職員の事務負担を軽減するためにも市販のソフトの活用等、システム導入について検討することが望ましい。	保育・幼稚園 課	出勤簿の集計誤り等について修正を行いました。 また、システム導入については、費用対効果等を考慮して導入見送りとしませんが、職員のダブルチェックの徹底により、ミスを防止しています。	措置済
P 1 8 8	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (8) 子ども・子育て支援新制度推 進室の事業に対する監査結果 子ども・子育て支援新制度関連 事業	倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日に施行され、すべての事務事業を対象に排除に向けた取り組みを検討する必要がある。また、運用に当たっての留意事項が各所管課に周知されているが、当該留意事項における排除に向けた取組の中では、暴力団排除に係る契約解除条項の創設が具体例として挙げられているにもかかわらず、電子システムの業務委託契約書に記載がない。 電子システムの業務委託契約書は、上記の留意事項における「排除の例外」に該当するとは考えられないため、暴力団排除に係る契約解除条項を追加する必要がある。	保育・幼稚園 課	指摘後に契約した案件については、既に暴力団排除に係る条項を設けました。今回指摘の契約書については、契約期間が平成27年度～平成31年度となっているため、次回契約更新時には暴力団排除に係る契約解除条項を設けます。なお、現在の契約期間においても、暴力団関係者ではないことは確認済みです。	措置済

(公表日：平成30年10月29日 通知日：平成30年9月27日 法第28号)